

豊橋市市民協働推進条例

逐条解説

豊橋市

はじめに

豊橋市は、温暖な気候と豊かで美しい自然環境に恵まれており、歴史と伝統、文化が育まれているまちです。この住み良いまちを維持し次の世代に引き継ぐためには、近年の多様化する市民ニーズ、変化する市民意識、少子高齢化、外国籍市民の増加などの様々な社会情勢を踏まえ、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組まなければなりません。

これまで、豊橋市では「豊橋市の市民活動を活発にするための指針」や「社会貢献活動を行うNPO等団体と豊橋市の協働マニュアル」の策定など、市民活動を推進するための事業を実施してきました。

また、2006年に市制100周年を迎え、その記念事業では「新たな市民像を求めて～パートナーシップによる協働」を基本理念として、様々なイベントを市民との協働により実施しました。さらに、実施計画の中で、市制100周年記念事業を一過性のものに終わらせず、次の100年に向けた新しいまちづくりの実現に向け、市民主体のまちづくり活動を支え推進するための資金支援や体制づくりなど新しい仕組みの創設を明記しています。

こうしたことを踏まえ、市民協働によるまちづくりの基本理念、役割、公益的社会貢献活動を行う団体への支援の方法、市民参加の手法等を明示し、市民全体で市民協働によるまちづくりを進めていくためにこの条例を制定しました。



(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念及び基本的な事項を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民及び市の連携を深め、公益的社会貢献活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的が、市民と市が役割を分担し合って「市民協働によるまちづくり」を推進することを明らかにしたものです。

(解説)

これまでの社会においては、公共は行政が担うべきという意識が市民にも行政にもありました。しかし、市民の行政への参画意識は高まり、市民と行政が一緒になって考え、一緒に行動しようという意識が強くなってきています。また、多様化する市民ニーズや新たな社会的課題に対して公平・公正を基本とする行政では、その全てには応えられない状況になってきました。そこで、これからのまちづくりにおいては、市民と市が、それぞれの役割分担の中で、協力、連携し合って公益の増進を図ることが必要です。この条例は、協働の意識を持ってまちづくりを推進し、心豊かで笑顔あふれる豊橋を築くことを目的として制定したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいう。
- (2) 公益的社会貢献活動 市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であって営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体（以下「公益的社会貢献活動団体」という。）及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいう。

(趣旨)

本条は、本条例で用いる基本的な用語である「市民協働」、「公益的社会貢献活動」、「市民」の定義を明らかにしたものです。

(解説)

1. 市民協働

市民協働とは、市民と市が相互の信頼関係を築き、知恵と力を出し合いながら、お互いの特性を活かし、得意分野に沿った役割分担のもと、一緒に住み良い暮らしやすいまちづくりを進めていくことです。

市民と市と一緒に取り組むにあたっては、それぞれの立場・目的を理解しなければなりません。例えば、市民は、自分たち(一部の特定の人達)を対象とした課題やニーズに取り組めますが、市は、常に公平に行動することが原則です。また、同じ課題に取り組むにしても、その方法に違いがあることもあります。こうしたことを互いに理解しあい、それぞれの自主性、独立性を尊重することが必要です。

なお、協働の形態としては、市民の活動に対して市が協力していくもの、反対に市の事業に市民の参加を求めるもの、さらに計画段階からお互いが連携、協力して事業実施を行うものなどがあります。また、市と一緒に活動することだけでなく、共通の目的や課題に対して、目指す方向が同じならば、考え方や行動は違っていても協働といえます。

2. 公益的社会貢献活動

本条における「公益的社会貢献活動」の定義には、営利を主たる目的とするものや、個人の趣味的な活動は含まれませんが、市民が自発的な立場から、結果的に社会貢献性を持つ活動を継続して進めている場合は、公益的社会貢献活動であると考えます。

なお、この条例で「公益的社会貢献活動」の対象から宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動などを除いたのは、特定非営利活動促進法(平成10年12月1日施行)における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、特定の宗教や政治的な立場に偏るものは、広く市民を対象とする市民協働によるまちづくりの活動としては妥当ではないと考えるためです。

3. 市民

本条における「市民」の定義は、住民(豊橋に居住する人)、豊橋に通勤もしくは通学している人などの個人のみを指すのではなく、公益的社会貢献活動をする団体さらには事業者を含めて市民と定義します。

(基本理念)

第3条 市民協働は、市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むことを基本理念とする。

(趣旨)

本条は、市民及び市が市民協働によるまちづくりを推進するにあたっての基本的な考え方を明らかにしたものです。

(解説)

市民協働によるまちづくりを進める前提として、市民と市が互いの特性を理解し、尊重したうえで共通する目的の実現や課題の解決のために、それぞれが自主、自立して、活動することが重要となります。

市民は、市に依存することなく、自分たちが主体となって目的に向かって活動しているのだという意識が必要です。一方、市においては、市民との関わりの中で必要以上に干渉することにより市民の自主性を損なわないようにしなければなりません。

(市民の役割)

第4条 市民は、公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの主体であることを自覚し、地域の一員として、住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働によるまちづくりを推進する主体として、市民の役割について明らかにしたものです。

(解説)

公益的社会貢献活動の第一歩としては、自分たちのまちに関心を持つことであり、自らができることを考え、最初の一步を踏み出すことが大切です。また、その一步が、より多くの人々に理解され大きな歩みになるように努めることがまちづくりに繋がっていきます。一人ひとりが自分たちのまちは自分たちで創っていこうという意識を持って行動することが必要です。

例えば、自分のごみは自分で持ち帰るという個人の活動が、「530運動」という名前が付けられ豊橋から全国に広まっていきました。この「530運動」のように一人の一步が全国的な運動に広がるのが可能なのです。

(市の役割)

第5条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民に対して公益的社会貢献活動の意義について広く啓発するとともに、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働によるまちづくりを推進する主体として、市の役割について明らかにしたものです。

(解説)

1 市は、市民協働によるまちづくりを推進するために市民が協働しやすい環境づくりを

行い、市民活動を支援する特定の部局だけでなく市全体で、第6条に規定する基本施策に取り組んでいきます。

2. これからのまちづくりは、市民と市が協働して進めていく必要があります。定義や基本理念で定めている市民協働の意識を、より多くの市民に啓発していくことが重要と考えています。様々な公益的・社会貢献活動に関する情報を積極的に発信することにより、新たな市民協働の輪を広げていきます。

(基本施策)

第6条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、市民と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民が市政に参画することができる機会づくりに関する事。
- (2) 市民が互いに支え合うことができる仕組みづくりに関する事。
- (3) 市民活動に関する広域的な情報提供及び情報交換の推進に関する事。
- (4) 活動拠点の整備及び人材開発の環境整備に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(趣旨)

本条は、市民協働を推進するにあたり、第5条で規定した市の役割を果たすため、基本となる施策を掲げたものです。また、施策の実施においては、市民の自主性、自立性を損ねることがないように配慮して進めるものとします。

(解説)

(1) 市政に参画することができる機会づくり

市政への参画においては、事業を実施する段階だけではなく、施策立案の段階から協働していくことが大切です。具体的な機会づくりについては第7条及び第8条で規定しています。また、新たな仕組みとして、市民協働事業の募集・提案制度を設けます。

市民協働事業募集・提案制度の創設

市民協働によるまちづくりを進めていくうえでは、双方向のコミュニケーションが大切です。これまで様々な方法で施策・事業を提案する場はありましたが、提案を出した段階で市民の手を離れ、後から行政が回答するといった、どちらかという、一方向のコミュニケーションであったといえます。今回創設する市民協働事業募集・提案制度では、一方が発案した事業をそのまま実施するのではなく、市民と市が十分協議をし、お互いの目的を十分理解したうえで翌年度に事業の実施を図ります。

(2) 互いに支え合うことができる仕組みづくり

市民協働によるまちづくりの推進には、市民と市だけではなく、市民同士が互いに支え合うことが必要です。市民が市民の活動を支える仕組みづくりとして、第9条に規定した豊橋市市民協働推進基金を設置します。

(3) 広域的な情報提供や情報交換の推進

自分たちのまちを創るのに、自分は何ができるのだろうかと考えている人々に対して、市民活動を始めるきっかけとなるような情報の提供が必要であり、市民協働によるまちづくり事業に関連した情報を積極的に公開し、市民にわかりやすく伝えることも必要です。また、行政区域の枠を越えて活動している公益的社会貢献活動団体も多くあり、近隣自治体との連携強化なども必要です。具体的施策として、東三河市民活動情報サイトの登録団体を増やし、サイト上の情報量の充実を図るとともに広域での団体の交流を促進していきます。

(4) 活動拠点の整備及び人材開発の環境整備

活動拠点の整備については、公益的社会貢献活動団体や活動を始めてみたいと考えている人々に対する側面的支援として、交流やミーティングの場所の提供、団体が利用できる印刷機や紙折り機など機材を設置するとともに、自分たちの情報を発信し、情報を探す場所として、豊橋市民センターを活用します。

市民が活動を進めていくうえで、人材育成は大きな課題です。また、市民活動の領域と機会の拡大など市民活動のすそ野を広げていかなければなりません。このため、講演会や講習会などを通して、人材育成の機会を提供していきます。

(市政への参画機会)

第7条 市は、市民参画を推進するため、市の施策を形成し、又は事業を決定する段階から、当該施策又は事業に対する情報をわかりやすく提供し、市民からの意見を受け止めるとともに、市民が市政に多様な形で参画できるよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市の役割を果たすため、第6条に示した基本施策の「市政に参画することができる機会づくり」を充実させるための方策を示したものです。

(解説)

市は、市政への参画機会の充実を図る前提として、市民に対して積極的に情報を提供するとともに市民に対して意見を求めるパブリックコメント制度を積極的に活用します。パブリックコメント制度も単に手続きとして行うのではなく、市民と協働するという観点でより良いものを作り上げるために実効性のあるものにしていくことが必要です。

また、市民の意見を市政に反映する場の一つとして附属機関等の役割は市民協働を推進するうえで大変重要です。公募委員の積極的な登用や、会議の公開の推進などによって市民の参画機会の充実を図ります。

(市の業務への参入機会)

第8条 市は、市が行う業務のうち公益的社会貢献活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大しよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、公益的社会貢献活動団体がその特性を生かし、新たな公共サービスの担い手となるために、市の業務への参入機会の拡大について示したものです。

(解説)

「参入の機会を拡大する」とは、市が行なうすべての業務を対象とするものではなく、例えば、講座の開催、調査・計画策定など市民の特性を活かすことが可能な分野における業務への参入をいいます。

(市民協働推進基金)

第9条 市は、市民が公益的社会貢献活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、豊橋市市民協働推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、寄附金等をもって充てる。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。
- 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。
- 6 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(趣旨)

市民が自分たちの手で公益的社会貢献活動を育て、支え合う仕組みとして、豊橋市市民協働推進基金を設置するものです。

(解説)

公益的社会貢献活動団体は、自らの使命に基づき目的の実現や課題の解決に取り組んでいます。しかし、これらの活動においては、資金や人材の確保など運営面で苦慮している団体は少なくありません。その一方で、自らは活動できないが、そのような活動に対して何らかの形で支援をしたいと考えている市民もいます。そこで、その両者を繋ぐ仕組みとして市民協働推進基金を設置するものです。

この基金は、当初の市の拠出金及びその利息並びに市民からの寄附金を財源として運用するものです。さらに、市民から寄附を受けた場合には同額を市から拠出するというマッチングギフト方式により、市民と市が協力して公益的社会貢献活動を行う団体を支えるものです。

この基金への寄附は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金(所得税法第78条第2項第1号)又は、法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金(法人税法37条第3項第1号)に該当し、次の基準により個人又は法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、地方税法に基づく住民税も寄附金控除の適用を受けることができます。

寄附金控除の計算式（平成19年4月1日現在）

[個人の場合]

所得税法上の寄附金控除

寄附金が5,000円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得金額等の40%を上回る場合は40%を限度とします。

所得控除額 = 寄附金額 - 5,000円

地方税法上の寄附金控除

寄附金が10万円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得金額等の25%を上回る場合は25%を限度とします。

所得控除額 = 寄附金額 - 10万円

[法人の場合]

全額損金算入が可能です。

（公益的社会貢献活動団体に対する助成）

第10条 市長は、基金を財源として、公益的社会貢献活動団体のうち市長が別に定めるものに対して助成することができる。

2 市長は、前項の助成について申請があった場合は、豊橋市市民協働推進審議会の意見を聴き、決定するものとする。

（趣旨）

本条は、第9条で規定する豊橋市市民協働推進基金を財源として公益的社会貢献活動をする団体に対する補助金について示したものです。

（解説）

この市民協働推進基金を活用した補助金は、第11条で設置する豊橋市市民協働推進審議会の審査を経て交付します。この審査は、公益性、必要性、先駆性、専門性、地域性、継続性等を審査項目として行われます。また、この助成制度の中で、自分たちの活動の情報発信を行う場を設けます。

（市民協働推進審議会）

第11条 市長は、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。

3 審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議するための豊橋市市民協働推進審議会を設置するものです。

(解説)

この審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関して、条例の効果的運用などについて協議、検討や評価をする機能を担うとともに、審議会の発意により市長に意見を述べることができます。

また、この審議会は、第10条で規定した豊橋市市民協働推進基金による助成制度の審査機関としての役割も担うものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

本条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定したものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(解説)

この条例は、平成19年4月1日から施行します。



豊橋市役所 文化市民部 安全生活課
市民活動推進グループ
豊橋市松葉町二丁目 63 番地
0532-56-5160